

令和 8 年 6 月出雲市今市町大規模火災に係る義援金の第 2 次配分（最終配分）について

令和 8 年 6 月に発生した出雲市今市町大規模火災に関して、本市では、7 月 1 日から 9 月 3 0 日の間、義援金の受付を行ったところ、市内外多くの方々から多額の義援金が寄せられました。

寄託された方々の意思に沿い、厳正かつ公正、公平に義援金を被災者に届けるため、出雲市義援金配分委員会を開催し、下記のとおり義援金の配分（第 2 次・最終配分）を行いましたので報告します。

記

1. 「令和 8 年 6 月出雲市今市町大規模火災義援金」について

- (1) 義援金名称 令和 8 年 6 月出雲市今市町大規模火災義援金
- (2) 受付期間 令和 8 年 7 月 1 日～9 月 3 0 日
- (3) 義援金寄託額 1 8, 5 5 4, 6 1 9 円（令和 8 年 9 月 3 0 日最終）
- (4) 第 1 次配分額 4, 9 8 3, 0 0 0 円（令和 8 年 8 月 1 4 日配分済）
- (5) 第 2 次配分対象額 1 3, 5 7 1, 6 1 9 円

2. 義援金の第 2 次配分（最終配分）について

(1) 第 2 回出雲市義援金配分委員会の開催

- ①開催日 令和 8 年 1 0 月 8 日（木）〔書面審議〕
- ②委員構成 伊藤副市長（委員長）、出雲市社会福祉協議会会長（副委員長）、出雲地域自治協会連絡協議会会長、間島副市長、関係部長等 7 名

(2) 義援金の配分額等

①配分対象

- I) 住家が全焼した世帯
- II) 所有する店舗が全焼した事業者
- III) 所有する店舗が半焼した事業者
- IV) 賃借する店舗が全焼した事業者
- V) その他り災証明が発行された住家世帯・事業者（水損、煙損害等）

②配分の考え方

従前の災害救助法が適用された災害に係る島根県配分委員会の配分基準に準じ、被害の程度を【I 住家・全焼、II 所有店舗・全焼】、【III 所有店舗・半焼、IV 賃借店舗・全焼】、【V その他被害】に区分し、配分指数をそれぞれ 1 0、5、1 と設定し、被害程度に応じて配分する。

〔参考〕島根県義援金配分委員会（令和 3 年 7 月大雨災害）による住家被害の被災程度の区分及び配分指数

「全壊」1 0、「半壊」5、「床上浸水等」1

③配分額

被害の区分 及び程度等	1世帯・1事業所 あたりの配分額		被災世帯・ 事業所数	配 分 合計額	
Ⅰ) 住家・全焼	1次	330,000 円	9世帯	1次	2,970,000 円
	2次	898,783 円		2次	8,089,047 円
	合計	1,228,783 円		合計	11,059,047 円
Ⅱ) 所有店舗・全焼	1次	330,000 円	3事業所	1次	990,000 円
	2次	898,783 円		2次	2,696,349 円
	合計	1,223,783 円		合計	3,686,349 円
Ⅲ) 所有店舗・半焼	1次	165,000 円	1事業所	1次	165,000 円
	2次	449,391 円		2次	449,391 円
	合計	614,391 円		合計	614,391 円
Ⅳ) 賃借店舗・全焼	1次	165,000 円	4事業所	1次	660,000 円
	2次	449,391 円		2次	1,797,564 円
	合計	614,391 円		合計	2,457,564 円
Ⅴ) その他被害	1次	33,000 円	6事業所	1次	198,000 円
	2次	89,878 円		2次	539,268 円
	合計	122,878 円		合計	737,268 円
合 計			23件 (9世帯・ 14事業所)	1次	4,983,000 円
				2次	13,571,619 円
				合計	18,554,619 円

④配分時期及び配分方法

令和8年10月30日（金）口座振込により送金